

令和5年度 北海道立総合博物館協議会への諮問（協議）事項について

諮問（協議）事項	北海道博物館に係る新たな課題とあり方について（案）						
1 趣旨（概要）							
北海道博物館を、「道民のための博物館」「北海道の自然・歴史・文化の魅力を深め発信する博物館」として、更なる活用を図るため、新たな諸課題を踏まえ今後のあり方について検討する。							
2 現状と課題（現在の取組状況、問題点など）							
<p>(1) 北海道博物館の成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2015（H27）年、「道民のための博物館」「自然・歴史・文化の総合博物館」「アイヌ文化の継承、振興に寄与する博物館」として新たに開館。 ・総合展示入場者の大幅増（5～6万→8～10万）等の成果の一方、さらなる活性化等が課題。 <p>(2) 近年における新たな社会情勢等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術基本法の改正等に伴い、博物館に求められる役割や機能が多様化・高度化。特に博物館法改正（令和5年4月1日施行）への対応検討の必要。 ・文化観光推進法の施行による、文化資源の磨き上げを通して自施設ならびに地域（エリア）の魅力・利便性を高め活性化に取り組む等の事業への対応。（R5年度文化観光拠点計画認定） ・ウポポイ（R2）との連携、北海道・北東北の縄文遺跡群世界遺産登録（R3）や北海道白滝遺跡群出土品の国宝指定（R5）等の、北海道の歴史・文化の発信機会を活かす 							
<p>（参考）現知事公約 【未来が輝く価値づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本道の文化・芸術・歴史の魅力の発信や振興に取り組みます。 ・北海道博物館の更なる活用を図る。 							
3 対応方向（今後の取組等）							
<p>●博物館協議会で議論（北海道立総合博物館条例第21条による諮問）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R7年度の「新たな博物館として開館10周年」を迎える前に、第1期（H27～R1）及び第2期（R2～R6）の中期計画の成果と課題並びに新たな状況を踏まえ、第3期（R7～R11）中期計画を見据えた魅力ある博物館のあり方 							
【諮問事項】							
<p>北海道博物館（北海道立総合博物館）のあり方（総括・今後）</p> <table border="1" data-bbox="236 1518 1458 1778"> <tr> <td data-bbox="236 1518 1458 1608"> <ul style="list-style-type: none"> ・道立総合博物館としての一体的な活性化及び利活用促進に向けた取組 </td> <td data-bbox="268 1563 1458 1608">○森林公園を含め一体的な活用及び文化観光拠点としての推進 など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1608 1458 1697"> <ul style="list-style-type: none"> ・博物館改正法を踏まえた北海道博物館のあり方 </td> <td data-bbox="268 1653 1458 1697">○中核的博物館としての地域の活力向上及び博物館人材の養成・育成 など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1697 1458 1787"> <ul style="list-style-type: none"> ・より魅力的な展示のあり方（博物館、開拓の村） </td> <td data-bbox="268 1742 1458 1787">○感染症による社会状況の変化や、来客者等の多様性を見据えた展示手法 など</td> </tr> </table>		<ul style="list-style-type: none"> ・道立総合博物館としての一体的な活性化及び利活用促進に向けた取組 	○森林公園を含め一体的な活用及び文化観光拠点としての推進 など	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館改正法を踏まえた北海道博物館のあり方 	○中核的博物館としての地域の活力向上及び博物館人材の養成・育成 など	<ul style="list-style-type: none"> ・より魅力的な展示のあり方（博物館、開拓の村） 	○感染症による社会状況の変化や、来客者等の多様性を見据えた展示手法 など
<ul style="list-style-type: none"> ・道立総合博物館としての一体的な活性化及び利活用促進に向けた取組 	○森林公園を含め一体的な活用及び文化観光拠点としての推進 など						
<ul style="list-style-type: none"> ・博物館改正法を踏まえた北海道博物館のあり方 	○中核的博物館としての地域の活力向上及び博物館人材の養成・育成 など						
<ul style="list-style-type: none"> ・より魅力的な展示のあり方（博物館、開拓の村） 	○感染症による社会状況の変化や、来客者等の多様性を見据えた展示手法 など						
【今後のスケジュール】							
令和5年12月	R5年度第1回協議会（博物館協議会へ諮問打診）						
6年2月	環境生活委員会報告						
6年3月	R5年度第2回協議会（博物館協議会へ諮問）						
6年9月	R6年度第1回協議会（諮問協議（中間報告及び中期目標・計画の策定））						
7年3月	R6年度第2回協議会（博物館協議会からの答申）						
7年4月～	次期中期目標・計画及び博物館開館10周年						

北海道立総合博物館のあり方・事業展開に係る関連方針等

【設置条例】

北海道立総合博物館条例（平成26年10月施行）
「道民の教養の向上及び文化の発展に寄与」（第1条）

【充実・活性化に向けた構想】

ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想（平成30年12月策定）
～50年後のめざす姿～

実現に向けた
取組

【交流空間構想のめざす姿の実現】

「野幌森林公園エリアの活用」（令和5年3月策定）

【北海道博物館のめざす方向】

- 北海道博物館基本的運営方針
（平成27年3月策定）
（使命・基本方針・中期目標）
- 中期計画
第二期中期計画（R2～R6）

【開拓の村の展示、考え方】

- 北海道開拓の村展示構想
（昭和55年6月策定）
- 北海道開拓の村利活用方針
（令和5年3月策定）